

豊橋市障害者自立支援協議会 全体会 会議録

名 称	令和 8 年度 第 1 回 豊橋市障害者自立支援協議会 全体会
日 時	令和 8 年 6 月 25 日(金) 13 時 30 分～16 時 00 分
場 所	豊橋市役所 東館 13 階 講堂
事務局職員	人材育成部会長（鈴木）、就労支援部会長（新井）、こども支援部会長（杉浦）、とよはし総合相談支援センター（鈴木陽・島・浅井・鈴木佐・中江）、豊橋市役所障害福祉課（鈴木・中澤・野々村・山本・今村・小泉・大久保・大林）
出席委員	珠藻荘（黒柳）、あかね荘（光部）、岩崎学園（松下）、豊橋市福祉事業会（阿部）、さざなみ（中住）、一般社団法人 ONE（柴田）、豊橋障害者（児）団体連合協議会（野口・松井・寺田）、東三河南部障害保健福祉地域アドバイザー（江川）、豊橋公共職業安定所（河澄）、豊橋障害者就業・生活支援センター（安藤）、豊橋市社会福祉協議会（土田）、豊橋市民生委員児童委員協議会（福澤）、豊橋市医師会（大瀧）、豊橋特別支援学校（中西）、豊川特別支援学校（永谷）、くすのき特別支援学校（白井）、豊橋聾学校（中野）、教育部教育政策課（木全）、こども発達センター（齋藤）、こども未来部保育課（鈴木）、健康部健康増進課（生駒）、福祉部福祉政策課（三ツ矢）、福祉部長寿介護課（大林）
出席者	出席者 25 名、事務局 16 名、計 41 名
議 題	【令和 7 年度 実績報告】 - 第 7 期豊橋市障害者自立支援協議会の年間活動報告 - 障害者福祉基本計画及び障害者（児）福祉実施計画の実績報告 - 地域生活拠点の評価について 【令和 8 年度 活動計画】 - 令和 8 年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール - 令和 8 年度の各部会の活動計画について - 人材育成部会 - 就労支援部会 - こども支援部会 - 個別支援会議から抽出して地域課題について - 総量規制について
今回の課題	【令和 7 年度 実績報告】 1 令和 7 年度豊橋市障害者自立支援協議会の年間活動報告 資料 1-1、1-2 参照 (障害福祉課 野々村氏より説明) 【質疑応答】

	・資料の記載方法について (意見) ホームページで資料のみを閲覧する場合、前ページと照らし合わせないと内容が分かりにくい。括弧書きで主として担当した部会などを記載すると、より分かりやすい資料になるのではないか。 ・市職員の検討会・研修等への参加について (意見) 豊橋市自立支援協議会では様々な部会や検討会が開催されているが、以前と比べると市職員の参加が少なくなっているように感じる。 近隣市では、市職員が検討会や研修会の企画段階から参加し、研修当日も積極的に参加している。豊橋市においても、特に若手職員が研修や検討会へ参加し、福祉現場や当事者の困りごとを知る機会を増やしていただきたい。現場への理解が、支給決定をはじめとした行政判断にもつながると考えるため、基幹相談支援センターとも連携しながら参加を進めていただきたい。 (回答) 限られた人員ではあるが、できるだけ積極的に参加できるよう努めていきたい。 ・とよはしみんなのまちなか絵画展について (意見) 現在は美術博物館を訪れた方が主な鑑賞者となるため、例えば JR 駅のコンコースなど、多くの市民が自然に作品へ触れられる場所で展示できるよう検討してはどうか。せっかくの取組であるため、より多くの方に見てもらえる機会を広げていけるとよい。 (回答) まちなか絵画展は今年度も実施予定であり、ご意見を参考にしながら進めていきたい。 (補足説明) 昨年度から、美術博物館での展示に加え、展示作品をホームページへ掲載する取組を開始した。展示期間終了後も多くの方に作品を見てもらえるよう工夫しており、今後もより多くの方の目に触れる機会づくりに取り組んでいきたい。 (意見) まちなか絵画展は現在の実施方法が長年続いており、来場者814人の中には関係者も多く含まれていると思われる。民間でも同様の取組を実施している例があるため、関係者中心の事業ではなく、市民が運営に参画したり、運営そのものを市民主体へ移行したりすることも、一つの方向性として検討してはどうか。 ・居宅介護事業所連絡会について (意見) 相談支援事業所連絡会は、委託相談支援事業所や基幹相談支援センターの尽力により非常に
--	--

充実した会となっている。一方、居宅介護事業所連絡会は事業所数に比べ参加者が少ない印象である。事業所間で困りごとの共有や連携を図る貴重な場であるため、参加者を増やす仕組みについて検討していただきたい。

(回答)

居宅介護事業所連絡会の出席率は 3～4 割程度と低い状況であるため、開催方法なども含めて改善を検討していきたい。

2 障害児福祉基本計画及び障害者（児）福祉実施計画の実績報告

資料 2-1～2-5 参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【質疑応答】

- ・資料 2-3「豊橋市障害者福祉基本計画」の評価について

(質問)

C 評価となった理由と今後の取組について伺いたい。

(回答)

C 評価とした事業は「避難行動要支援者支援事業等の充実」である。避難行動要支援者台帳登録者数について、目標値 900 人に対し、令和 7 年度実績が想定を大きく下回ったため、C 評価とした。

これまでは出前講座による周知や、居宅介護支援事業所・障害相談支援事業所の協力を得ながら取組を進めてきた。今後は、要支援者名簿に掲載されている対象者へ直接アプローチする方法も検討し、登録促進に努めていきたい。

- ・資料 2-5「障害福祉実施計画 サービス提供実績（見込み）」について

(意見)

令和 8 年度のサービス提供見込みは令和 7 年度より大きく増加しており、居宅介護が充実しているように見える。しかし、相談支援専門員として実際にヘルパーを探している立場からすると、朝夕や土日対応が可能なヘルパーは非常に不足しており、利用希望があっても受入先が見つからない状況である。

また、住宅型有料老人ホームが自法人利用者のみを対象とする訪問介護事業所を運営しているケースも多く、地域の新規利用者の受入れにつながらない現状がある。

ヘルパー不足は豊橋市だけでなく全国的な課題ではあるが、次期計画では数値だけでなく、夕方や土日を含めた実際のサービス提供体制や利用しやすさといった実態も踏まえた計画としていただきたい。

(回答)

次期計画の策定に当たっては、事業者や関係団体へのヒアリングを実施する予定である。その中でご意見を伺いながら、現状や課題を把握し、計画へ反映できるよう検討していきたい。

	・資料 2-4 の「福祉施設入所者の地域生活への移行」について (質問) 「令和 6 年度末時点の施設入所者 241 人」は、豊橋市内の施設入所者の定員と解釈してよい か。 (回答) 市内の施設へ直接確認した現在の入所者数である。なお、入所者には他市町村から支給決定 を受けている利用者も含まれている。 (質問) 精神科病院からの退院率については、精神科の有床病院を対象としているという理解でよい か。 (回答) そのとおりである。 (意見) 豊橋市内の精神科有床病院の病床数が分かるように資料へ記載すると、より理解しやすくな ると思う。 また、3 か月・6 か月・1 年時点の退院率を見ると、特に 1 年時点の退院率が非常に高いが、 その内訳が示されていないため、数値だけでは実態が分かりにくい。実際には転院や死亡退 院が多く含まれているため、その背景や要因も併せて示す必要があると考える。 一方で、3 か月時点の退院率は低い印象を受ける。精神科医療機関では、この時期を目安に 退院支援を進めることが一般的であるため、その点についても説明があると、より分かりや すい資料になると思う。 (回答) ご意見を参考にし、今後の資料作成や説明方法の改善に生かしていきたい。 ・資料 2-2 の「特別支援保育の推進」について (意見・質問) 近年は保育園等への児童発達支援事業所の併設が可能となり、利用者数も増加していると思 われる。この評価では保育課が専門性向上や人材育成を評価しているが、障害福祉課との連 携はどのようになっているのか伺いたい。 また、児童発達支援事業所が保育園等に併設されることで、療育機関の利用に抵抗感のある 保護者も利用しやすくなり、その傾向が結果として表れてくると考えられる。身近な保育 園・幼稚園等で支援が受けられる環境づくりのためには、障害児等療育支援事業や児童発達 支援事業所のコンサルテーション機能が重要であり、評価に当たっては保育課と障害福祉課 の連携を重視していただきたい。 (回答) ご指摘のとおり、保育課としても関係課との連携は重要と考えている。現在は保育課と障害 福祉関係部署との間で、課長級による情報共有や双方の状況確認を行いながら取り組みを進 めている。引き続き連携を図りながら事業を進めていきたい。
--	---

・資料 2-4「障害者（児）福祉実施計画」について

（意見）

国の指針や計画に基づく評価ではあるが、結果だけでなく、その背景や要因を分析し、次の施策につなげることが重要である。

例えば、就労移行支援事業所の就労移行率が5割未満となっているが、利用期間延長者の割合や、利用開始時のアセスメントが適切だったかなどの背景を分析することで、評価の見え方も変わると考える。

また、就労定着率が0%となっているが、対象者数が少ないため、一人の状況で数値が大きく左右される。数字だけが独り歩きしないよう、母数の少なさなども踏まえて評価する必要がある。

さらに、ペアレント・トレーニングについては市主催事業のみが掲載されているが、児童発達支援センターでも実施されているため、市全体としての取組状況が分かるような情報があるとよい。

（回答）

就労移行率や就労定着率については、ご指摘のとおり背景や母数の問題もあるため、慎重に分析を進めていきたい。

ペアレント・トレーニングについても、児童発達支援センターで実施されている内容を把握し、今後必要な情報収集や確認を行っていきたい。

・資料 2-5「障害福祉実施計画 サービス提供実績（見込み）」について

（質問・意見）

令和8年度の見込み量について、児童発達支援は計画値と見込み値の差を丁寧に評価している一方、その他の事業では計画値と見込み値が同じものが多く、差があるように感じる。この違いの背景を伺いたい。

（回答）

基本的には当初計画の数値を使用しているが、総量規制の対象となる事業については、その都度数値を見直している。

・資料 2-3 の「避難行動要支援者支援事業等の充実」C評価について

（質問・意見）

個別避難計画（台帳）の整備は非常に難しい課題であり、福祉政策課だけでなく、民生委員や自治会、相談支援専門員など地域全体の取組が関係してくると思う。台帳作成にこだわるのではなく、有事の際に実効性のある仕組みづくりを進めることが重要であり、C評価を改善するための考え方や今後の見通しを伺いたい。

（回答）

個別避難計画（台帳）の作成は非常に難しい課題であり、十分に進んでいないことを課題として認識している。対象となる方の名簿は把握しているため、今後はその名簿を基に対象者へ直接アプローチできるよう取り組んでいきたい。

- ・資料2-4の「福祉施設入所者の地域生活への移行」について
(意見)

市内には5つの入所施設があるが、地域移行が進まない要因として、本人の意思以上に家族の意向が大きく影響している現状がある。

入所施設では生活全般を支援してもらえ、経済的負担も比較的少ないため、家族としては安心感がある。一方で、国の目標は受け皿整備が中心となっており、利用者本人の思いや意思形成への支援が十分ではないように感じる。

入所者の多くは重度障害があり、自ら意思表示することが難しい。そのため、本人の意思を確認するだけでなく、社会経験や情報提供を通じて意思形成を支援することが重要である。今後は受け皿整備だけでなく、一人ひとりの思いを引き出す仕組みづくりについても取り組む必要がある。

(回答)

意思決定支援の進め方については、自立支援協議会の権利擁護ネットワーク検討会においても議論を進めていきたい。

3 地域生活支援拠点の評価について

資料3-1～3-3 参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【質疑応答】

- ・「緊急時」の定義について

(質問・意見)

「緊急時の受け入れ・対応」について、何をもって「緊急時」としているのか伺いたい。全く関わりのない方への突発的な受け入れと、日頃から支援している方が家庭の事情などにより緊急で利用するケースでは、受け入れ側の準備や対応が大きく異なる。日中一時支援など平時から一定の関わりがある利用者であれば、緊急時にも受け入れやすい場合があるため、緊急時の内容を分析することで、対応可能な事業所や必要な体制も見えてくるのではないかと考える。

現時点で分析が行われているのであれば状況を伺いたい。まだ整理されていない場合は、今後整理・分析を進めていただきたい。

(回答)

検討会においても「緊急時」の定義について意見が出されており、参加者間で認識が統一されていない状況であった。今後、検討会の中で「緊急時」の定義や考え方について整理・検討していきたい。

- ・資料3-1「地域生活支援拠点評価表」について

(質問)

令和6年度と比較して令和7年度は全体的に評価が下がっており、特に「体験の機会・場」は1か所となっている。今後、「体験の機会・場」を増やしていくことが課題だと考える。

評価が下がった理由は、評価基準がより明確になったことによるものなのか。また、今後どのような方法で「体験の機会・場」を増やしていく考えなのか伺いたい。

(回答)

評価基準については、評価者によって判断にばらつきが生じる部分や、評価方法の説明が十分でなかった点があったと認識している。今後は、より具体的な事例を示すなど、評価しやすい基準となるよう改善していきたい。なお、「体験の機会・場」の充実についても、今後の課題として取り組んでいきたい。

【令和 8 年度 活動計画】

4 令和 8 年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール

資料 4-1、4-2 参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【質疑応答】

- ・ 自立支援協議会の運営体制について

(質問・意見)

自立支援協議会の体制図を見ると、多くの取組が実施されており、充実した体制であると感じる。一方で、これまでの協議会でも、検討会・事業所連絡会などが増えることで運営側の負担が大きくなっているため、デジタル化や業務の効率化が必要ではないかと提案してきた。

その後、充実した取組を維持しながら、より効率的に運営し、関係者の負担を軽減するための工夫や検討が行われているのか伺いたい。

例えば、年間スケジュールを見ると、7 月に事業所連絡会などが集中しており、参加する側の負担も大きい。本来業務に加え、協議会運営や研修への参加が重なることで業務との両立が難しくなるため、会議日程の分散なども含め、より効率的な運営について検討していただきたい。

(回答)

協議会の運営には、基幹相談支援センターをはじめ委託相談支援事業所にも事務局として協力いただいている。

各検討会や事業所連絡会への参加については、これまでは全ての委託相談支援事業所に参加をお願いしていたが、今年度からは事業所ごとに担当を決め、それぞれが担当する会議へ参加する運営方法に変更した。これにより、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでいる。

- ・ 生成 AI の活用とリスク対応について

(質問)

生成 AI の活用が進む中で、業務効率化の一方で、無料版の生成 AI には情報漏洩や権利侵害

のリスクがあると認識している。国や自治体でもガイドラインが整備されつつあるが、豊橋市として生成AIの活用に関する方針やガイドラインはあるのか伺いたい。

福祉分野では個人情報も多く扱うため、不適切な利用が業務効率化ではなく重大なリスクにつながる可能性がある。この点について、自立支援協議会として、また市として生成AIをどのように位置付けているのか考えを伺いたい。

(回答)

市としては、情報部門において全庁的な生成AI活用方針およびガイドラインを整備しており、それに基づき運用している。

また、利用するシステムについても、一般的な無償版ではなく、有料版や自治体専用回線を利用する仕組みとしており、外部への情報漏洩が生じないよう対策を講じている。

加えて、運用面においても個人情報を入力しないことなど、ガイドラインに基づくルールを徹底しながら活用している。

(意見)

行政としての体制は整備されていると理解した。一方で、課題は支援者側・事業者側の対応であると考えている。

現状では各法人に対応が委ねられており、個人レベルで無料版AIを利用しているケースもある。無料版は学習機能を通じて入力情報が蓄積される可能性があり、弁護士等からも企業利用としてはリスクが高いとの指摘がある。

今後は有料版の適切な設定やオプトアウトの徹底など、適切な利用環境の整備が必要である。すでに生成AIの活用は広がりつつあり、情報漏洩は一度発生すると回復が困難であるため、早急な対応が必要と考える。

そのため、少なくとも協議会や関係法人間で、生成AIのリスクと有効性を共有する機会を設けるなど、周知・啓発を進めるべきではないか。重要度の高い課題として検討いただきたい。

(回答)

ご指摘のとおり、ICTや生成AIの活用は今後さらに広がっていくものと認識している。

そのため、活用にあたっての注意点やリスクも含めて、今後、事業者への周知や啓発の方法について検討していきたい。

5 令和8年度の各部会の活動計画について

(1) 人材育成部会

資料 5-1-1～5-1-4 参照

(人材育成部会 部会長 鈴木氏より説明)

(2) 就労支援部会

資料 5-2-1、5-2-2 参照

(就労支援部会 部会長 新井氏より説明)

(3) こども支援部会

資料 5-3-1、5-3-2 参照

(こども支援部会 部会長 杉浦氏より説明)

	【質疑応答】 ・資料 5-1-3 「他機関連携（令和 7 年度取り組み実績）」について （質問） 「教育」において、「学校側の障害福祉サービスへの理解不足」や、「就労選択支援の利用に向け相談員を確保するため、不要な障害福祉サービスの利用を勧めている」との記載について確認したい。 昨年度、本校（くすのき特別支援学校）でも相談支援事業所による研修を実施したが、本校に関する具体的な事例として整理されているのか、それとも全体的な課題として記載されているのか伺いたい。 また、保護者が将来の不安から早期に相談支援につながる一方で、相談支援専門員の確保の必要性から、結果として早期利用や不要なサービス利用につながっているように見える側面がある。この点について、現状の整理と認識を伺いたい。 （回答） 当該記載は特定の学校の事例ではなく、相談員から寄せられた意見を集約した中で抽出された全体的な課題の一つである。 趣旨としては、学校側が「将来的に相談支援が必要になる可能性があるため、早めに相談員を確保しておいた方がよい」と助言するケースがあるという相談員側の認識を反映したものであり、「不要なサービス利用を勧めている」という意図ではない。 （意見） 保護者が将来の不安から相談支援につながるケースは実際に見られるが、相談支援専門員という名称から誤解が生じている可能性もある。 また、相談員確保の必要性から「早めに相談につながるように」との助言が、結果的に不要なサービス利用につながっている側面もあると理解した。 （回答） ご指摘のとおり、相談支援専門員の不足やケース受入れ困難といった課題が背景にある。そのため「早めに相談員を確保しないとサービスにつながらない」という意識が広がっている面もあり、結果として利用の前倒しや不安の増幅につながっている可能性がある。 市としても相談支援の質の向上と人材確保を進める必要があり、適切な利用につながるよう取り組んでいく。 ・就労選択支援サービスについて （質問） 市内の事業所数は現状 2 か所と聞いているが、今後 4 か所に増える予定があるのか伺いたい。 （回答） 現時点の予定としては、令和 8 年 7 月 1 日より 3 か所に増加する見込みである。
--	---

また制度について補足すると、就労選択支援は令和8年度までにおいては、就労継続支援B型の利用希望者のうち、一定の条件に該当する方が対象となる。令和9年度以降は、就労継続支援A型利用希望者にも原則必要となるなど、制度の拡大が予定されている。

・伴走型コンサルテーション・人材育成について

(質問・意見)

伴走型コンサルテーションの実施結果について評価を伺いたい。また、今後の実施予定があるのか確認したい。

強度行動障害支援のように、研修だけでは現場実践が難しい分野においては、伴走型の実地支援が重要であり、市としても実践型研修や人材育成を検討すべきではないかと考える。

さらに、ガイドラインの活用については、事業所間で支援の「ものさし」を共有することが重要であり、共通理解を図る機会の必要性を感じている。

加えて、実地指導等で把握している事業所の課題を整理し、人材育成に反映させる仕組みが必要ではないかと考える。

(意見)

昨年度の伴走型コンサルテーションでは、事業所の振り返りにはつながったが、成果の共有やアウトプットが課題であったと感じている。

今年度も手上げ方式で実施予定であるが、成果をどのように共有していくかが重要である。

(回答)

人材育成部会においても、伴走型コンサルテーションの成果共有の必要性について意見が出ている。

ただし、事業所へのフィードバックや共有方法についてはまだ十分に整理できていないため、今後検討し進めていきたい。

・障害児通所支援の適正利用について

(意見)

障害児通所支援については、個別ケースで見ると必要性が低い場合でも、家庭支援の観点から利用が維持されることがある。一方で、全体としての資源配分の観点では課題もある。

また、事業所の質により支援効果に差が生じるケースもあり、より適切なマッチングの仕組みが必要ではないかと感じる。

さらに、放課後等デイサービスだけでなく、児童クラブの活用が適切なケースもあり、選択肢の整理が重要である。

(回答)

事業所・保護者・相談員の意見を踏まえながら、利用のマッチングを含めた手引き等の整備について、今年度検討していきたい。

・当事者・保護者の視点について

(意見)

会議全体として福祉の質向上への意識は強く感じるが、当事者の立場から見ると、通所や就労の場面で「気分が乗らないと休む・辞める」といった傾向も見られる。

本人の力を引き出す支援や、継続して取り組む力を育てる支援について、特別支援学校や事業所等での取組強化が必要ではないかと感じる。

(回答)

いただいた意見を踏まえ、今後も関係機関と連携しながら検討していきたい。

6 個別支援会議から抽出した地域課題について

資料 6 参照

(とよはし総合相談支援センター 鈴木陽氏より説明)

【意見】

特になし

7 総量規制について

資料 7 参照

(障害福祉課 中澤・小泉氏より説明)

【質疑応答】

・供給体制及び需給バランスについて

(質問・意見)

今回の見直しで現状の課題が本当に解決すると考えているのか。また、解決するとすればいつ頃を見込んでいるのか伺いたい。課題は施設整備だけではなく、需給バランスの取り方にも問題があると考えており、その改善策についても市として検討し、提案していただきたい。

(回答)

障害児通所支援については、市が行う総量規制による量のコントロールに加え、こども支援部会で検討いただく質の向上を両輪で進めていく必要があると考えている。今後も協力をお願いしたい。

(意見)

以前から課題として指摘されていたにもかかわらず、市の対応が遅かったと感じている。新一年生が放課後等デイサービスを利用できない状況も生じている。

相談支援専門員としても継続的に課題を指摘してきた経緯があることから、今後、就労継続支援 A 型・B 型事業所の総量規制の見直しを行う際には、事前協議を必ず実施していただきたい。

また、生活介護事業所を運営する立場として、高校 1 年生頃から卒業後の進路として生活介護や就労継続支援 B 型事業所を探す生徒や家族が多く見学に訪れるが、希望する事業所が定員に達しているケースが多く、「見学しても希望する事業所を選べない」との声が寄せられている。資料では生活介護の供給率は 74% で供給過多傾向とされているが、実際には利用希

望とのミスマッチが生じていることから、利用実態やニーズを十分に把握し、利用者本人が希望する事業所を選択できる環境づくりについて検討していただきたい。

(回答)

規制解除を検討する際には、その背景や実態を丁寧に調査した上で、慎重に検討していきたい。

・事業者選定及び指定後のモニタリングについて

(質問)

事業者の選定過程について、選定委員や審査方法など、現時点で説明できる範囲で教えていただきたい。

また、申請時には専門職の配置や送迎体制を提案していても、指定後に職員異動や人員不足によって実施できなくなることも想定される。そのような場合の市によるモニタリングについて、どのように考えているのか伺いたい。

(回答)

審査内容の詳細は今後の採点にも影響するため、本日の説明内容及び7月にホームページで公表する内容を確認いただきたい。

また、申請内容を前提に候補者として選定された後、指定時点で申請内容と異なる状況となった場合には、内容を見直し、必要に応じて他の応募事業者との比較・再評価を行うことを検討している。

(質問)

それは指定を取り消すことも含まれるのか。

(回答)

候補者選定の段階で申請内容と異なることが判明した場合には、再評価の結果、次点事業者が選定される可能性があるという趣旨であり、指定取消しを前提としたものではない。

(質問)

懸念しているのは指定後の運営である。指定後に職員配置や送迎体制が維持できなくなれば、規制解除の目的が十分に果たされないのではないか。

(回答)

指定基準を上回る提案を評価して選定・指定した後に、その内容が維持できなくなる事態は考えられる。しかし、指定基準自体には適合している場合、指定取消しは容易ではない。この点については、今後の検討課題と認識している。

(意見)

その点は理解しているが、事業所の質を確保するためにも、放課後等デイサービスに限らず、市として適切なモニタリングを実施していただきたい。

(意見)

重要な問題であるため、市民や関係者に分かりやすく、納得が得られる形で制度運用を進めていただきたい。

	【第 2 回全体会予定】 日時：令和 9 年 2 月 24 日（水）10：00～12：00 会場：豊橋市役所 東館 13 階 講堂
--	---